

## 簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

次のとおり提案書の提出を招請します。

令和7年1月31日

青森県下北地域県民局長 小坂 秀滋

記

### 1 工事等の概要

#### (1) 工事等の名称

令和6年度 債管第1号 国道279号外道路維持管理工事

#### (2) 工事等の場所

下北地域県民局管内

#### (3) 工事等の内容

本工事は、下北地域県民局が管理する国道279号外道路維持管理を目的に、以下の工事等を行うものである。

- ① 道路維持補修工
- ② 舗装維持補修工
- ③ 道路清掃（側溝含む）工
- ④ 除草工
- ⑤ 防雪柵管理工
- ⑥ 防雪施設管理工

#### (4) 契約期間

契約書取り交わしの日から令和8年3月25日までとする。

### 2 工事量の目安となる金額 1億9,900万円程度（消費税及び地方消費税を含む）

### 3 参加資格について

地域道路維持型共同企業体による提案書を提出する際の参加資格者の要件は、構成員全てが以下の各号を満たすこととする。

- (1) 分担施工方式（乙型共同企業体）であること。
- (2) 各構成員が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 各構成員が、青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (4) 各構成員が、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定後、知事の確認を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 各構成員が、下北地域県民局管内に本店、支店又は営業所を有していること。
- (6) 各構成員が、青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（平成2年3月青森県規則第18号）第6条第1項の規定により土木一式工事の等級

の決定を受けている者であること。

- (7) 各構成員が、過去5年間に国又は地方公共団体から、次に示すいずれかについて県内での受注実績があること。  
管理工事等：巡回、清掃、除草、補修修繕、施設管理等
- (8) 各構成員が分担する工事等を施工する期間、監理（主任）技術者を配置できること。
- (9) 各構成員が、労働保険（労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）及び社会保険（健康保険及び厚生年金保険又は船員保険をいう。）に加入し、かつ、保険料の滞納がないこと。
- (10) 各構成員が、青森県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (11) 各構成員が、当該簡易公募型プロポーザルに係る他の共同企業体の構成員を兼ねていないこと。
- (12) 分担工事等がない者を構成員としていないこと。
- (13) 代表者が、構成員の中で施工能力が大きい者であること。
- (14) 構成員の数は、2者から10者程度であること。
- (15) 各構成員が、警察当局から、知事に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続していないこと。
- (16) 各構成員が、本工事等に関する技術力（安全性や品質確保）や工事等の改善のために行うモニター調査に協力できること。
- (17) 各構成員が、簡易公募型プロポーザルの参加表明書、技術提案書の提出期限の日から、契約締結時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていないこと。
- (18) 各構成員が、簡易公募型プロポーザルの参加表明書、技術提案書の提出期限の日から、契約締結時までの間に、青森県建設業者等指名停止要領（平成2年6月28日付け青監第633号）別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がないこと。

#### 4 審査及び提案書の特定並びに契約相手方の決定

- (1) 審査は、下記評価項目につき審査し、提案書の評価を行い、特定者1者を選定する。
  - ① 配置予定技術者に対する評価
  - ② 実施方針等の提案に対する評価
  - ③ 地域特性の理解度に対する評価
  - ④ 特定テーマに対する評価
- (2) 特定者と随意契約により契約を締結する。
- (3) 審査結果については、提案書提出者全員に通知する。
- (4) この手続に参加した者が、「6 失格条項等」に該当する場合は、その者とは契約の締結は行わない。なお、この場合は、非特定者の中から最も評価の高い者を契約の相手方の候補者とする。
- (5) 随意契約方法は、見積合わせによるものとし、下北地域県民局長との間で予定金額の範囲内で契約する。なお、その手続は予算成立をもって開始する。

## 5 手続等

### (1) 担当部局

〒035-0073 青森県むつ市中央一丁目1番8号  
青森県下北地域県民局地域整備部道路施設・高規格道路建設課  
TEL：0175-22-8581  
FAX：0175-22-9540

### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和7年1月31日（月）から令和7年3月6日（木）まで  
下北地域県民局地域整備部ホームページ（下記アドレス）上で配付  
(<http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenmin/sh-seibi/r6kanri-jv.html>)

### (3) 参加表明書、提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

令和7年2月10日（月）11時までに、(1)の担当部局まで持参または郵送（配達証明付き書留郵便に限り、提出期限日必着のこと。）すること。

## 6 失格条項等

次の各号のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 地域道路維持型共同企業体による参加資格を満たさない場合。
- (2) プロポーザルの提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (3) プロポーザルの作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- (4) プロポーザルに記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (5) プロポーザルに記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (7) この公告及び工事説明書に定められた以外の手法により、審査委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的、間接的に求めた場合。

## 7 その他

- (1) 参加表明書（添付書類を含む。以下同じ。）及び提案書（添付書類を含む。以下同じ。）に記載された個人情報は本工事においてのみ使用するものとし、本人の同意を得ずに第三者に開示することはない。
- (2) 参加表明書及び提案書の作成、提出等に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された参加表明書及び提案書は、提案書の特定以外に無断で使用しないものとする。
- (4) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書又は提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。
- (5) 提出された書類は、選定を行う作業に必要な範囲又は返却する場合において、複製を作成することがある。
- (6) 受領期限以降における参加表明書及び提案書の差替え及び再提出は認めない。また、参加表明書に記載した配置予定技術者は、病休、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することができない。
- (7) 提出された参加表明書及び特定した提案書は返却しない。
- (8) 特定された者の会社名等は公表する。
- (9) 提出された提案書は公正性、透明性、客観性を期するため公表することがある。

- (10) 提案書の作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表・使用することはできない。
- (11) 詳細は工事説明書による。